

平成31年2月

## 橋本市教育委員会定例会会議録

平成31年2月26日

## 教育委員会定例会会議録

開催日時 平成 31 年 2 月 26 日 (火) 午前 9 時～

開催場所 教育文化会館 4 階 第 7 展示室

出席委員 教育長職務代理者 米田 恵一  
委 員 田中 敬子 中尾 悦子 吉田 元信  
教 育 長 小林 俊治

出席職員 教育部長 曾和 信介 教育総務課長 北岡 慶久  
学校教育課長 中尾 充雄 生涯学習課長 大西 基夫  
教育相談センター長 林 民和 図書館長 井澤 清  
学校教育課長補佐 森口 伸吾 学校教育課長補佐 松本 和子  
学校教育課主任指導主事 川原 一真 生涯学習課スポーツ係長 中林 正  
生涯学習課共育コミュニティ係長 中岡 祥子 生涯学習課統括コーディネーター 阪辻 博文  
教育総務課長補佐 萱野 健治 教育総務課企画総務係長 岩坪 康夫

### 1 開式

### 2 前回会議録の承認について

### 3 会議録署名委員の指名について

### 4 報 告 事 項

報告第 1 号 教育状況について

報告第 2 号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

報告第 3 号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について

報告第 4 号 平成 30 年度全国体力・運動能力、運動習慣調査結果について

報告第 5 号 コミュニティスクール及び共育コミュニティの現状と課題について

### 5 付 議 事 項

議案第 1 号 橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則について

議案第 2 号 橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正する等の訓令について

議案第 3 号 橋本市学校運営協議会規則について

議案第 4 号 橋本市公立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

議案第 5 号 橋本市公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

### 6 そ の 他

協議事項

- ・郷土資料館について

## 会議の概要

開会 午前9時00分

教育総務課長

これより教育委員会2月の定例会を始めたいと思います。  
まず初めに、前回の会議録の承認について、米田委員お願いします。

米田委員

正確に記載されていきました。

教育総務課長

本日の会議録の署名委員は、中尾委員よろしくお願いします。

教育総務課長

それでは報告事項に入らせて頂きます。報告第1号教育状況について、教育長よろしくお願いします。

教育長

それでは、最近の教育状況について報告します。

まず、2月11日（月）の第22回橋本マラソンについてです。当日は、小雨や小雪やがちらついていたものの、まずまずの天候で行われました。他の地域でも同様な行事が行われたということで、1,300名の参加となりました。大きな事故もなく、参加されたみなさんには満足して帰って頂いたと思います。

また、2月20日（火）に行われた、教育功労者表彰、杉村奨学褒章・森脇慶一郎善行褒章・田中久美子すこやか褒章のご臨席ありがとうございました。当日の児童・生徒は大変立派な態度であったと思います。

次に2月17日（日）に和歌山市で開催されました第18回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会での橋本市の駅伝チームは第5位という結果でした。学校関係者、橋本陸上競技協会の指導、保護者の協力をいただきながら、選手のみなさんは、進んで、熱心に練習に取り組み、当日は持てる力を発揮してくれたと思います。

また、2月23日（土）には、橋本市スポーツ表彰式が開催されました。個人60名、団体15団体、総勢159名の多くの方々に受賞いただきました。橋本市でスポーツをしている方の層の厚さを実感することができました。

また、2月24日（日）には、学童のミニオリンピックが開催され、多くの児童が参加し、盛大に開催されました。

続いて、2月6日（水）に中学校の空調に関する臨時議会が開催され、審議の結果全員一致で採択されました。3年生は、6月末、1・2年生は、9月までには、完了できたらと願っています。そのために、学校には、できるだけの協力をお願いします。

小学校の空調については、2月15日（金）にプロポーザルが行われ、請負業者が決定されます。3月議会で承認されれば、工事開始ということになります。

また、建築が遅れています学文路地区公民館につきましては、需給が困難であった高力ボルトが2月5日（火）に届き、現在急ピッチで工事にかかっています。

次に、教職員の30年度末人事異動についてですが、県の学校人事担当者と協議を進めているところです。校長の昇任、採用等については、教育委員会の内申を

必要としますので、その付議について、3月6日（水）に臨時教育委員会を開催します。ご出席をお願いします。

また、インフルエンザの集団感染による学級閉鎖の状況ですが、本日配布しました一覧のとおりです。

今後、3月8日（金）に中学校、3月19日（火）に小学校の卒業式があります。ご臨席をお願い申し上げまして教育状況の報告とさせていただきます。

本日は以上です。

教育総務課長 教育状況の報告がありました。委員の皆さん方からご意見ご質問等ありましたらお願いします。

米田委員 橋本マラソンですが、来年の11日の祝日は火曜日ですが、同じ日で確定ですか。

生涯学習課長 例年、2月11日で、曜日に関係なく実施しています。

米田委員 今年はまだま京奈和の工事と重なってしまつて、会場に来られる選手の方々も戸惑われたと思います。事前に申し出て、避けてもらうことはできないのですか。

生涯学習課長 各市町でやっているようなマラソン大会を優先して、工事を避けてもらうのはなかなか難しいと思います。

米田委員 言うだけ言うのも損はないと思います。

生涯学習課長 もしそういうことがあれば申出はしてみます。

教育総務課長 田中委員。

田中委員 先ほど、学文路地区公民館の部品が届き、工事をスタートして、間に合うように急ぎますと言う事ですが、今の状況では遅れは想定されていますか。

生涯学習課長 ハイテンションボルトの納入が遅れて、完成が遅れるかもしれないということでしたが、急遽2月5日に入りますということで、業者の方から連絡をいただいて、棟上は終わっています。ただ、工程から言うと2ヶ月遅れですので、元の工程に戻すのは難しいです。4月1日からこども園も開園しますので、協議をして、こども園に影響がないように工事を進めるか、というところがありますので、はっきりした完成までの工程表を組めてない状況です。協議をして、新しい工程表を作って、だいたい完成時期が決まってくると思うんです。

2ヶ月遅れているから、2ヶ月後になりますというイメージではなく、子どもさんが通ってくるこども園ですので、安全管理といえますか、工事できない時間帯も出てくると思うので、遅くなっていくと思います。その辺は、業者と、こども園側

と、関係各課と協議をして、決めていけたらと思っています。

田中委員           これから、色々配慮して決めていってもらおうということで。説明がなかったら不安になると思うのですが。

生涯学習課長       新しい工程表ができれば、また説明をさせていただきたいと思っています。

教育総務課長       他よろしいですか。

米田委員           特殊なボルトがなかなか納入されなかったということですが、それに伴う費用はどうなりますか。

生涯学習課長       その辺は、遅れに関してどうするかは、建築住宅と業者とで話をしてもらって、社会情勢もある程度加味しないといけないので、市と請負業者との協議の中で決めていくことになると思います。

米田委員           負担割合など具体的なことは決まっていない。

生涯学習課長       決まっていません。まだ工期の中にありますので、はっきり遅れますというところまで行っていないので、4月の末、本来の工期まで行って、できていなかったら、そこからどうするんよと。まだそこまでは。

米田委員           特殊な鋼材で作られている高力ボルトということですが、個数を具体的に前もって発注しておくものだと思いますが、事前にわかってなかったのですか。業者さんは。

生涯学習課長       この工事を請け負った業者が当初、契約を交わしてすぐに鉄工所に発注をかけてあるんです。鉄骨は鉄工所に発注するのですが、高力ボルトは鉄骨の付属品ですので、鉄骨を発注することで、それも一緒についてくるというのが本来の形なんです。高力ボルトを何本発注するというものではないんです。重要な部材ですが、鉄鋼関係すると、附属部品。必ずついてあるもので、それが社会情勢というか、オリンピック特需や災害の関係で、たまたま不足したという話です。

米田委員           その経緯によって、費用の負担が決まってきますよね。

生涯学習課長       そうですね。どこまでを社会情勢で見るかは、これから協議になります。当然、業者さんにかぶってもらう部分も出てくるかと思います。

教育総務課長       他よろしいでしょうか。

教育総務課長       それでは、報告第2号より、教育長、進行お願いします。

教育長 報告第2号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について 報告をお願いします。

生涯学習課長 生涯学習課です。社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例ということで、3ページに新旧対照表をつけています。この学文路東体育館は、旧学文路中学校の体育館として、学校施設で使用していたものです。橋本中央中学校に統合され、2年経ちますが、この間、跡地利用が決まるまでは、利用者さんに対しては、学校施設と同じ使い方を当分の間させてもらいますということでやらせていただきました。跡地利用が決まった時点で社会体育施設に移行させてもらいますと、理解をいただきながら運用してきました。4月1日から条例を改正して、社会体育施設の体育館として入れさせていただいて、社会体育施設の利用方法で利用していただきます。

名称については、学文路には、学文路スポーツセンターにも体育館があり、ややこしいということと、建てる地域が清水にあるので、清水体育館にしてしまうと、隣に学文路地区公民館と学文路さつきこども園があり、そこだけ清水にするとおかしくなるので、学文路地区区長会にもお話させてもらい、学文路東体育館に決定してもらいました。

教育長 ご意見ご質問等ございませんか。

教育長 それでは、報告第2号を終わらせてもらいます。

教育長 続いて、報告第3号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について 報告をお願いします。

教育総務課企画  
総務係長 それでは、報告第3号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について報告させていただきます。

現在、教育委員会で行っている事務については、本来、教育委員会が権限を持っている業務と、市長に権限があって、それを任されて行っている業務の2種類があります。市長から任されている業務、例えば、児童館の管理運営であったり、予算の執行であったり、そういったものがこれに当たりますが、それらに関する条例等を作る場合は、本来権限を持つ者を主語とするのが正しい作り方になります。児童館の条例であれば、実際には教育委員会が事務を行っていても、条例上は「市長が」という表現になっているのが正しい、ということになります。

しかしながら、本市の条例等の中には、主語が「教育委員会」という表現になってしまっているものがあります。本市と同じような状態の市町村もありますが、市長部局と協議をする中で、そういったものを見直して、本来あるべき形に修正していこうということになりまして、条例13本、規則10本、規程2本が対象として出てきました。今回条例13本を3月議会にかけていくことになりましたので報告をさせていただきます。

今回行うものは誤字の修正ですので、実際の事務に変更は出てきません。

では、具体的な中身について見ていきたいと思います。まず、第1条、橋本市立文教施設利用に関する条例です。ここでは、使用料に関する主語が「教育委員会」になっていますので、これを「市長」に改めます。また、別表第3の備考のところですが、「9時から12時」となっているのを「8時から12時」に改めます。備考の上にある表の表現とずれていますので、この誤字も併せて改めます。第2条の橋本市立公民館設置及び管理条例ですが、損害賠償の主語を改めます。第3条の橋本市立文化会館設置及び管理条例も同じく損害賠償の主語を改めます。第4条の橋本市立郷土資料館設置及び管理条例も同じく損害賠償の規定を改めます。第5条の橋本市立生活学習施設設置及び管理条例も損害賠償の主語を改めます。第6条の橋本市青少年センター設置条例ですが、委任の規定が、現在は「必要な事項は規則で定める」となっていますが、青少年センターは教育委員会の所管の組織ですので、「教育委員会規則で定める」が正しいので修正します。第7条の橋本市立児童館設置及び管理条例ですが、児童館は、児童厚生施設ですので、主語をすべて「市長」に改めます。第8条は、橋本市立社会体育施設設置及び管理条例ですが、これは使用料と損害賠償に関する主語を改めます。第9条の橋本市立あさもよし歴史館設置及び管理条例ですが、損害賠償の主語を改めます。第10条が橋本市立働く女性の家設置及び管理条例です。こちらは、労働行政関連施設になりますので、主語をすべて「市長」に改めます。第11条の橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例ですが、こちらも本来は教育委員会所管の施設ではなく、隣に隅田地区公民館があるということで、一体的に運用した方が効率が良いだろうということで教育委員会に任されている施設ですので、主語を「市長」に改めます。第12条は橋本市立産業文化会館設置及び管理条例ですが、本来は商工費で建設している施設になりますので、主語を「市長」に改めます。第13条の橋本市立温水プール設置及び管理条例ですが、これは、産業文化会館と一体の建物ですので、こちらについても「教育委員会」から主語をすべて「市長」に改めます。

関連する規則や規程の改正もございますが、それについては付議事項で説明させていただきます。以上です。

教育長

報告が終わりました。これについて、何かご意見ご質問等ございませんか。

米田委員

今回と趣旨が変わるかもしれませんが、文教施設の開館時間なんだけど、実際のところ、夜間10時と書いてますが、レインボープールは9時なんですよ。レインボープールも8時半まで違いますか。実際、9時までやっていますか。公民館も実質、9時半までに終わるように指導されてるでしょ。いっそのこと、時間をきっちり変えといたらどうですか。はよ帰りたいのはあるかもしれないが。時間を突っ込まれたらね。実際の運用はどうか。10時までやってるとこないちゃいますか。

生涯学習課長

中央公民館も遅くまでやるところもありますが、10時まで使う利用者はなかなかないと思います。

米田委員

レインボープールと合わせて9時にすれば良いと思います。

生涯学習課長

その辺りは、公運審もあるので、審議してもらったり、提案するなり、考えたいと思います。9時半くらいまでやるところは結構あると思います。実情に合わせた形で考えていきたいと思っています。

教育長

他にございませんか。

教育長

ないようですので、報告第3号これで終わらせてもらいます。

教育長

報告第4号 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣調査結果について 報告をお願いします。

学校教育課主任  
指導主事

平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣調査結果についてご報告いたします。

資料20、21ページなのですが、体格集計ということで、20ページが小学5年生の上段が男子、下段が女子、体格の結果です。左側が身長・体重の本市と全国平均、県平均とのグラフになっています。身長・体重は、ほぼ全国平均、県平均並です。

21ページは、中学2年生の結果です。いずれも、上段が男子、下段が女子で、ほぼほぼ全国平均並みとご理解いただければと思います。

また、右側に肥満度に関するグラフが掲載されております。小学校・中学校ともにほぼ全国平均並みです。表の一番右側、やせの部分です。中学校男子が該当する生徒がおらず、標準に多く含まれるという結果になっています。体格の集計については以上です。

22ページから、実技集計です。先ほどと同様に、上段が男子、下段が女子となっています。小学校では、長座体前屈など一部課題は見られますが、ほとんどの種目で全国平均を超えています。23ページの中学校では、持久力で若干課題がありますが、多くが全国平均を超えています。

過去に低下していた時代もあったようですが、近年、ここ数年は良好な成績で推移しています。文科省が指標として設けている「(A+B) - (D+E)」の数値も、全国平均を上回っています。

実技集計の結果が良かった要因を他の資料と突き合わせながら推測しますと、何点か挙げられます。まず、学校内ですが、体づくり運動、体をほぐす、柔軟性を高める動き、巧緻性を高める動き、補強運動、持久力を高める運動に取り組むことになっており、各校では児童生徒の状況に応じて体力向上の一つの柱として取り組んでいます。課題であった種目やその授業での種目と関連する内容を取り入れ、年間通して実施しています。また、一部の中学校では、課題である部分を教員全体で共有し、部活動でも関連して、補強運動等の基礎体力の育成に努めています。

また、小学校に多いんですが、縄跳び大会、マラソン大会を実施し、それをひと

つのゴールにして、業間運動とって、休憩時間にたくさん走りましょうなど意欲を高めて、体を動かす習慣作りに取り組んでいます。また、県教委が主催している、チャレンジランキングという事業があり、縄跳びやボール投げなどを各学校で実施して、得点を県のホームページに登録しますと、県内のランキングが出てくるというもので、多くの学校が参加しています。また、昨年度の記録を示して、上回ることを目標に持たせるなど、意欲面の向上を努めています。

学校外においても、体育以外に地域のスポーツクラブ等で体を動かしている割合も高いです。学校教育だけでなく、社会教育を含めて、子どもたちが学校内外を問わず体を動かす環境が整っていることが要因ではないかと推測しています。

続いて、24 ページから、児童生徒質問紙について抜粋して載せています。No 2 の「1日にどれくらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか」という質問ですが、中学校2年生の男子が若干全国平均より多い結果になっています。今後、この部分だけでなく、児童生徒の生活習慣改善に向けての取組を進めていきたいと思ひます。和歌山県では授業づくりの形として、「授業の始めに、めあてを提示し、目標を持たせて活動し、授業後に振り返る」というスタイルで進めていきたいと思います。No 3 の「めあてを示している率」が高いですが、No 4 の授業を終わってからの「振り返る機会が少ない」状況が見て取れるので、今後改善を図っていききたいと思ひます。

概要を簡単にご説明させていただきました。

教育長

報告が終わりました。何かご意見ご質問ございませんか。

吉田委員

24 ページの No 2 の中学校男子ですね。「1日にどれくらいの時間、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見えていますか」というところ。今後、小学校のスマホを許可するしないの話が問題になるかと思ひますが、中学生の場合、1年生でかなり増えているということであれば、かなりしっかり指導しないといけないと思ひますが、その辺り何かコメントありますか。

学校教育課長

また集計が出た段階でお示ししたいと思ひますが、色々な研修、教師向け、保護者向け、子ども向けで学校に出前講座に来てもらったり、取り組みをしています。今、ゲーム依存が大きな課題になっているので、その辺り取り組みを進めていきます。

吉田委員

わかりました。もう1点。23 ページの「(A+B) - (D+E)」の見方を教えてください。

学校教育課主任

数値が高いほど良いです。

指導主事

教育長

他にございませんか。

田中委員 小学生の子どもたちのところで、男女とも前屈が苦手のようなのですが、筒香選手がアドバイザーになっていただいて、そういうことが大事だとお話されていましたが、橋本市として柔軟などに重点的に取り組んでいくというお考えなどはありますか。

学校教育課主任  
指導主事 この結果を見ながら、翌年何を重点的にやっていくか決めていきますので、柔軟が弱いよと、校長会で課題を伝えて、来年度の計画に盛り込んでいきます。

田中委員 筒香選手の講演会で橋本市でも是非取り組んで欲しいというお話だったと思うので、折角、アドバイザーになってもらっているのに、全体で取り組んでいこうかというお話が出てもいいのかなと思ったので、発言させてもらいました。

生涯学習課長 筒香選手にスポーツ推進アドバイザーになっていただきましたので、橋本市のスポーツ推進計画というのがあるのですが、それがたまたま今年度中間評価の時期に来てますので、その部分を入れさせてもらって、市としてもそういう施策をしていけたらと思います。

米田委員 児童生徒の延長線上に、我々成人がいて、時間があれば体を動かしたいと思っていますが、なかなか時間がなくてできないと思います。サークルに入っていたり時間の取れる方はいいんですが、夜が遅いとなかなか行けない。個人で気楽にいけるところを市でもって、運動公園に1基でも照明を入れてもらったり、先ほどの話と矛盾するかもしれませんが、レインボープールの時間を12時、10時まで開館してもらえたら。そういうのを民業を圧迫しない程度に市で持つ環境を作ってもらえたら嬉しいですが。

生涯学習課長 どうしても施設を長いことあけるとコストがかかります。どうしてもお金の話になるのですが、職員も必要ですし、レインボープールだと温度を管理する機械などを長時間動かすことにもなります。市でどこまでできるか、なかなか難しいとは思いますが、違う形でできることも探してみたいと思います。

教育長 他にございませんか。

教育長 ないようですので、報告第4号終わらせてもらいます。

教育長 報告第5号 コミュニティスクール及び共育コミュニティの現状と課題について 報告をお願いします。

生涯学習課統括  
コーディネーター 生涯学習課統括コーディネーターの阪辻と申します。

共育コミュニティという教育行政施策が出てきた背景と経過について、まず報告します。橋本市においては1970年代後半から住宅開発によって橋本市がベッドタウン化し、人口が増加して産業構造も農業中心から変わってきた。2000年代に入っ

て人口減少と高齢者人口の増加、家庭が多世代家庭から核家族化し、共働き家庭が増加してくるという状況の中で、子どもたちの成長・発達の課題が複雑化、困難化する。子どもたちがゲーム・スマホで遊ぶ、体験が不足する。その中で、コミュニケーション力の低下、学習についていけない子ども、体力の低下、不登校、いじめ、問題行動等多くの子どもの発達に関わる課題が出てくる。これに対して、国でも県でも市でも、学校だけでは解決できない、学校と家庭と地域が一体となって課題に取り組む必要があるという状況が全国的に出てきます。

共育コミュニティ施策を理解いただくときに、ひとつは社会全体で課題に取り組むというのがあります。橋本市の教育施策が変わってきたのは、平成 19 年度から。合併が平成 18 年 3 月です。平成 19 年度に橋本市の教育施策が大きく変わります。平成 18 年 12 月に教育基本法が改正され、多くの改正点がありましたが、社会教育行政に関わって言いますと、生涯学習の理念が新設されました。第 3 条に新設され、「あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とうたわれ、13 条に地域と学校、家庭の相互連携がうたわれたのが大きな改正点です。

それを受けて、国では平成 20 年度に学校支援地域本部事業、学校に社会がみんなで応援していこうという事業が提起されました。和歌山県では、その事業を利用して、きのくに共育コミュニティ形成促進事業というのが提起され、国でいう学校支援本部を活用して、和歌山県は学校支援一方通行ではなく、地域との双方向、50 対 50 の関係で、物事を解決していく、国の事業は 3 年で終わってしまうのが圧倒的に多いのですが、3 年ではこの事業は成功しないから、補助金がなくなってでもやれるようなスタンスで、平成 20 年にきのくに共育コミュニティ形成促進事業が提起をされました。

それを受けて橋本市では始めに高野口中学校区でその事業を受けるよと、手を挙げて、この事業が進みました。共育コミュニティは、言葉としても使い慣れない言葉です。教え育てる方の教育はイメージが湧くんですが、共育コミュニティはなかなか日常使わない言葉です。もともと人と人との関係を作っていこうという施策ですので、学校に空調つける、どこどこに道をつける、といのは行政施策としてわかりやすいのですが、人と人との関係を作っていこうという施策は、言葉としても施策としてわかりにくいという本質があります。

話が少し横にそれましたが、橋本市の方針として平成 18 年度に「小中一貫教育を進める」ということと、「橋本市の生涯教育について」という 2 つの柱で、教育協議会という諮問機関を設置し、市民を含めて議論した中で、橋本市の教育方針は 19 年度から「人づくりはまち全体で行う」となり、橋本市の方針も共育コミュニティの政策と一致するという経過があり、共育コミュニティ施策を推進するという事になった訳です。

もうひとつ、当時の橋本市の教育施策として、保幼小中高、生涯学習まで縦に連携して教育施策を進めようと、乳幼児のときは芽を育て、小中では幹を育てていこう、高校や大学では幹を太くして、枝葉を育てる。発達段階では、縦と横の教育施策を橋本市として打ち出して、そのひとつとして共育コミュニティ施策が出てきました。それが経過と背景です。国の方もそのことを踏まえて施策展開を進めていま

す。

それを平成 20 年から始めて、今年で 10 年を迎えました。高野口の取組みは、高野口中学校の図書室を開放し、これに住民多くの方が参加して、語弊があつてはいけません、それまで開かずの図書室を地域住民と学校の協力で、図書室を整備し、地域の人に来て、生徒が図書室に行く。学校自体も大きく変わってきた。地域の人もそれを生きがいとして取り組むし、学校も変わってきた。それは当時の学校の先生からもご意見いただいています。

明るる年に、学文路・清水地域で共育コミュニティができます。平成 21 年です。そのときは、地域の保護者が中心となって事業を推進してくれました。当時、学力の問題で、学文路中学校が低いという結果が出ました。学力・学習補充の取組みをやるとうことで、月に 1 回地域の方と学校・園関係の方が集まって会議をして、ただ単に学習補充ではなく、学校・園活動の中に地域の方の協力を組み込んでいくような活動を、この会議の中で提案されて、できることからやっていくと。例えば、稲づくりの体験を学校がしたいと言えば、田植え、収穫、餅つきまで地域の人と一緒にやると。柿の生産について学ぶ。そういった展開を行ってきました。地域と学校が協力して子どもたちの成長・発達に関わって、単に一方通行の支援ではなく、地域も活性化する、こういったスタンスで共育コミュニティに取り組んできた次第です。

それから平成 26 年に紀見東、28 年に隅田地域に共育コミュニティ本部ができ、平成 30 年に山田地域、橋本地域、紀見北地域に、すべての地域に共育コミュニティ本部ができました。新しい共育コミュニティ本部は、保幼小中高の縦のネットワークが中心となつてまして、まだその域を出ない段階です。そこに地域の方が十分参加している状況ではありませんが、平成 30 年度にすべての地域に共育コミュニティ本部ができあがつたという現状です。

共育コミュニティというのは、学校・家庭・地域が一体となつて、子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもも大人も共に育ち育て合い、人と人との繋がりをより深め、暮らしやすく活力のある地域づくりを目指すものということです。

共育コミュニティには、4 つの柱があり、何を期待して共育コミュニティを進めるのか、という議論が最初からありまして、子どもにとっては、色んな体験を通して学びへの意欲を高めること、地域の人に見守られて社会の一員としての自覚や郷土愛を育てる。学校にとっては豊かな教育活動を展開する。教師自身も地域の人たちの協力によって負担が軽減される。家庭にとっては学校での子どもの様子がよくわかる。地域の中で安心して子育てができる。地域にとっても生きがいとなつて、地域づくりが活性化する、という期待を持って活動しました。

今年の柱については、一歩進んで、子どもたちが地域への参画意識を高める。もうひとつは、地域で子どもを育てるといふ当事者意識を持ってもらうこと。これも十分成功したとは思っていませんけども。3 番目が後で議論になります学校運営協議会の関係で、地域と共にある学校として、地域と協働して豊かな教育活動を進める。4 番目が地域社会の交流や活性化につなげる。

この施策を橋本市はお金を出している。お金の中心は、コーディネーターの謝金に多くのお金を投入しています。地域と学校の間につなぐ人を共育コーディネ

ネーターと呼びますが、現在 11 人おられて、学校と地域をつないでもらっています。

本部活動の現状ですが、参考資料にあります。山田地域で 30 年度に本部ができて、3つの保育園、西部小学校、橋本中央中学校、紀北工業高校、きしかみ子ども館、山田地区公民館で構成していますが、月 1 回の会議をもって、情報交換と交流をまずしながら、今年 1 年やってきました。当係としては、30 年度の成果について、良かったことと課題を文書にまとめて、資料を作ってもらいました。2 月 21 日の会議資料です。なかなか保育園と高等学校はめったに合わないんですが、情報交換する中で、3つの保育園の 5 歳児が紀北工業高校の文化祭に行き体験をした。高等学校も来てくれて良かったと言うし、保育園側も喜んでいる。成果が出て来ています。顔見知りになって、良かったと。こういうことから進めて、山田地域ではやっています。

課題も含めて言いますが、もっともっと地域の人に参加して、輪が広がったら良いと。まだ学校と園と社会教育機関との交流だけなので、地域の人をもっと参加できる活動本部にしていただけると。山田の例でした。

これに代表されるように各コミュニティ本部がありますが、例えば、学校から地域にお願いすることがあって、例えば、橋本小学校・中央中学校では、朝の子どもたちの交通安全のために橋本橋辺りの交通量が増えて危ないので、誰か立ってくれないかという提起があり、共育コーディネーターが当該区の区長さんや役員さんに声をかけて、会議をしてもらいましたが、そんな人はいない、ということもあります。地域の実情があって、学校側の要望がすべてが聞き届けられる訳ではないですが、子どもたちの安全について、話し合われたこともひとつのステップではないかと思っています。

地域側からでは、3 年前に三石台区の防災キャンプが三石小学校であって、共に取り組むということで、前に進んだものもあります。今年は紀見北中学校とやると。紀見北中学校となると三石台区だけでなく地域が広がって防災の問題の学習が展開されると。

小さなことで言うと、清水幼稚園で、地域の人が毒へびを持ってきて、こんな捕ったと。それを子どもたちの安全安心のためにちょっと知っとかないといかんなど、それを展示する。地域の人声のかけで学校教育活動に生かされる。お互いの課題が共通すれば、そんなことが起こったり、地域の繋がりができて、教育活動が充実していきます。

課題にありますように、共育コミュニティはわかりにくいという本質を持ちますが、この輪を広げていく周知・認知を今度展開していかないといけない。特に公民館報を見ていただくとありがたいのですが、「コミュニティ便り」というのを定期的に出して、それぞれの取組みを載せてもらっています。もうひとつは、関係者の役割等についても、再確認しながら取組を進めていかないといけないと思います。

最後に学校運営協議会ですが、後での議題にもなりますが、規則ができて本格的に平成 31 年度から、今も設置をされていますが、まだ本格的に始動している訳ではなく、まだ緒に就いたばかりだと思います。保護者及び地域住民等の学校運営への参画、保護者・地域住民等による学校運営への支援・協力を促進をする、そういつ

たための学校運営協議会が、地域に開かれるという意味で新たな制度として、体制が整っていく、これと相乗効果を発揮して、共育コミュニティの活動もプラスに転換していくという展望を持っています。

最後ですが、共育コミュニティは教育基盤の再構築と言われています。1個1個積み上げていくクリエイティブな仕事です。一朝一石にはいきません。たくさんの労力が必要です。

今やっと、橋本市では10年経って、すべての地域に共育コミュニティ本部ができ、一緒に就いたばかりだと思っています。以上です。

教育長

続いて、学校運営協議会について。

学校教育課長補佐

少しだけ。共育コミュニティを推進しながら、学校と地域が連携して、当事者意識を持って子どもの成長を支えていく学校づくりを目指すのが、いわゆるコミュニティスクールになります。平成31年度から教育委員会規則による学校運営協議会を設置する。コミュニティスクール化に向けて、29年度・30年度が準備期間となっています。

学校は、先進地に視察に行ったり、講師さん呼んで学校運営協議会についての研修を行ったりしています。どの学校も学校評議員さんであったり、学校関係者評価委員さんが、そのまま学校運営協議会の委員さんになってもらい、どの学校も年間2、3回程度学校運営協議会を開いていただいています。中身は、学校運営の方針の承認であったり、今まで行っていた学校評価を行っていただいております。まだまだ準備期間ですので、そこから次のステップはまだまだできていないのですが、中には、学校運営協議会の中から色々な意見が出て、ボランティアの方がたくさん学校に入っているところもあります。逆に校長先生からこんなことしたいんやけど、ということで、それならこんな支援ができるかなと、そこにボランティアさんに入っている場合もあります。なかなか協議会の中から意見が出て学校支援に繋がっている事例は少ないかな、というのが学校からの意見です。

課題というか、今後どうしていくかですが、よく意見が出るのが、共育コミュニティ本部との連携・協力をどう進めていくかと、学校運営協議会の会議は、昼にやっていることが多いそうです。理由は、当事者意識を持って学校運営に参画してもらおうということで、PTAの会議と違うところは、子どもや先生を委員さんに見てもらおうことが大事やということで、昼に会を持ってもらっている。時期によっては、充て職というか色々な役職を兼ねている方になってもらっている。会が重なって、なかなかそろい難いという意見も聞いています。色々な協議体がありますので、同じような方が名前を連ねているというのも結構多いと思いますので、そういう方ではなく、地域の有識者や地域の方に入ってもらって、学校運営協議会を作っていくかといけないのかなと考えています。そういう状況です。

教育長

報告が終わりました。かなり時間が経っていますので、ご質問ご意見を聞いてから休憩に入ります。

田中委員

丁寧に説明していただいたので、今の現状が良くわかりました。私も公民館報を毎月見っていますが、見てくださったらわかりますということですが、なかなか伝わってない現状だったので、こういう取組みをしましたよという報告も兼ねて地域の方にも興味を持ってもらえるように書いてもらえたら、もっと伝わるのかなと感じました。待ってくださいと一言でいわれるより、説明していただいたら、安心して見守っていけるかなと思ったので、説明していただいて良かったです。

吉田委員

丁寧に説明してもらって、現状が良くわかりました。上下に対して動くことができる、ポイントになる人材は共育コーディネーターなんだろうと思いますが、費用、人数が限られている中ですが、ある程度費用を出していかないと、もう少し、意見も出し、動いてもらえる人をリクルートできるかどうかが大変かなと。もう一つ大事なのは、共育コミュニティの構想は非常に良いが、なかなか難しいと。農村地域では、農作業をする共同体が自然にあったと、それも崩壊してきて、都市開発と同時に農作業のあり方もどんどん変化してきた。例えば、村八分という昔の言葉がありました。村八分になると生活がやっていけないと。だけど、現状は村八分になっても生活はやっていける。農業でさえ1戸でやっていけるという現状があるんですよね。共育コミュニティの、学校の必要に応じて地域がどういうふうに行っていく、というのと同時に、共育コミュニティを市の中で活かしていくかということ、学校・家庭・地域が双方向だろうと思います。共育コミュニティと教育の捉え方が、私なりに考えたことですが、共に育てるというのはもちろんですが、共同体意識を育てるということがあるんじゃないかと思います。今問題になっているのは、共同体意識が欠落している、色んな意味で。家族も核家族化している。核家族化した家族の中でも個として社会と繋がっている。もう1度共同体意識を取り戻す。取り戻す中で、共育コミュニティを活かしていけないのかなと思っています。共同体意識を作るための活動ということであれば、もっとイメージしやすいんじゃないかなと思うんです。例えば、祭りというのは、共同体意識を作ると思います。ただ、祭りだけじゃなくて、もう少し生産活動を伴うもの。稲作作りでも良いと思います。とにかく世代を越えて取り組むというのが大事だと思います。世代を越えて取り組む、共同体意識を作るという新しいテーマを作ってもらえれば、かなり具体化するのではと思います。コーディネーターのある程度の人数は必要だろうと。それを確保するのに費用が発生するのであれば、知恵を出し合ってもらって、というところかなと思います。

生涯学習課統括  
コーディネーター

共同体意識は、共同業務の中で育つと私は思っています。共同業務を作り出していくかという意味で、大事なご指摘をいただきました。各コミュニティ本部の中で、こういうことを一緒にやろうと、昔の産業に関わる共同業務もあれば、また違う形での共同業務もあり、それを創造していく、そういったことを一つ一つ積み重ねている状況で、問題意識を持って取り組むことが大事だと思います。

教育長

それから、コーディネーターの謝金の現状について、係長から。

生涯学習課 共育  
コミュニティ係長 現状と言いますか、コーディネーターが共育コミュニティのキーパンになってくるところですが、コーディネーターをいかに確保して、資質を向上させていくことが重要な課題だと思っています。方策なんです、地域のことを知っていただいている方で、学校にも詳しい方となると、限られてくるんですが、ひとつはそういった方で、既に色んな活動をされている方の中で、コミュニティの活動にも協力いただける方であったりですとか、後は、コミュニティ係で地域支援者要請講座というのを開いています、子育てに対する支援に関心のある方の輪を広げていこうということで毎年講座を設けています。今年も連続講座で3回させていただいたんですが、そこに参加して下さる方は、支援に興味、関心のある方ですので、そういった方に共育コミュニティについて知っていただいて、更にコーディネーターに繋いでいけたら良いなということで、今年共育コミュニティのチラシを作って、配布させていただきました。地域の方を係では掴みきれないところもありますので、今動いていただいているコーディネーターさんにこれからコーディネーターをしていただける方がいらっしゃるか、適任の方がいないかも聞きながら、人材の確保を進めています。それに対しては、予算も必要になってきますので、予算の確保も考えていきたいと思っています。

教育長 吉田委員、よろしいですか。

吉田委員 そうですね。スタート、準備段階なんで、早急に結果を求めるのは難しい、見守っていくのが必要なんです、時間があれば何かできるという訳じゃなくて、どうやって共育コミュニティの構想を理解していくかということと、舞台に対する配役をきちっと充てられるか。それがきっちりできないと、時間がかかってもなかなか結果が出てこないということになる。難しいことを言いますが、間違うことがないように、共育コミュニティの構想を十分消化して、舞台俳優を揃えていただければ非常にありがたいなと思います。教育委員という訳ではなくて、地域の中でも、できるだけ共育コミュニティに参加してもらえ、人たちを応援すると言うか、共に共育コミュニティを動かしていけるように動いていきたいなと思います。

教育長 他にありませんか。ないようですので、報告事項を終わらせていただいて、休憩に入らせてもらいます。

<休憩>

教育長 付議事項入らせていただきます。

教育長 議案第1号 橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則等の一部を改正する等の規則について を議題とします。

教育総務課企画  
総務係長

先ほどの報告第3号と同じ理由の案件となります。資料の29ページからです。第1条が橋本市立文教施設利用に関する条例施行規則、使用料に関する規定がありますので、主語を「教育委員会」から「市長」に改めます。次に第2条、橋本市立学校給食センター条例施行規則ですが、こちらは給食センターの業務について定めていますが、学校給食の申込みに関するのと学校給食費の徴収、減免及び還付に関することは、今現在も給食センターでやっている市長業務ですが、記載がありませんでしたので、この機会に記載していきます。次に第3条の橋本市立社会体育施設設置及び管理条例施行規則ですが、使用料に関する部分の主語を改めます。第4条の橋本市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則は、第2条の部分で「総務部職員課」となっているのを「総合政策部職員課」と改めます。次に別表の中ですが、こちらも「総務部」という言葉を「総合政策部」に改めます。それから、今現在、こども課で幼稚園に係る日本スポーツ振興共済掛金に関することをしてもらっていますが、その記載が漏れていましたので、記載をいたします。次に第5条で6本の規則を箇条書きしてます。これらの規則は教育委員会規則で定めていますが、本来市長の規則で定めるのが適切であるものです。一旦教育委員会規則を廃止して、同じ内容を市長部局で定めることとなります。橋本市立児童館設置及び管理条例施行規則、橋本市立働く女性の家設置及び管理条例施行規則、和歌山県立橋本体育館運用規則、橋本市立産業文化会館設置及び管理条例施行規則、橋本市立温水プール設置及び管理条例施行規則、橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例施行規則の6本です。説明は以上です。

教育長

このことについて、ご意見ご質問等ございませんか。

吉田委員

基本的なことになるかもしれませんが、同じ改正でありながら、一方は報告事項で議論し、もう一方は付議事項で議論する。その辺りの区別はどこになりますか。

教育総務課企画  
総務係長

報告であげているのは条例になります。付議事項であげているのは教育委員会規則です。条例は市長が作って議会の議決を経るのが手順になります。教育委員会規則はこの教育委員会の会議で議決をもらって作ります。流れが違うので、報告事項と付議事項に分かれています。

吉田委員

わかりました。

教育長

他にございませんか。

教育長

よろしいですか。ご異議ありませんか。

教育長

異議なしとして、原案のとおり決することとします。

教育長

続いて、議案第2号 橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正する等の訓令について を議題とします。

教育総務課企画  
総務係長

議案第1号の続きになります。まず、橋本市教育委員会事務専決規程の一部改正です。これは、教育委員会が権限を持っている業務について、部長や課長がどこまで専決権を持っているかを定めた訓令になります。別表第1の教育部長の専決事項の中に「手数料及び使用料の減免に関する事」が載っていますが、これについては市長権限になりますので、市長の事務専決規程を読みに行くのが正しいということになるので削除いたします。次に別表第2の課長等の共通専決事項に「1件の金額50万円未満の税外収入の調定に関する事」の記載がありますが、これも市長権限になりますので削除いたします。次に課長等の所管専決事項の生涯学習課長のところに「郷土の森学習体験棟に関する事」と「働く女性の家に関する事」の規定がありますが、これも市長権限になりますので削除いたします。次に第2条で橋本市総合教育会議規程の廃止について書いていますが、総合教育会議は市長開催の会議になりますので、教育委員会訓令ではなく市長の訓令で定めるのが正しいので、一旦廃止し、市長部局で改めて同じ内容のものを作る手続きをとらせていただきます。説明は以上です。

教育長

訓令を改めることによる現状との違いはどうか。

教育総務課企画  
総務係長

実際の事務に違いは出てきません。法規上、教育委員会ではなく市長に権限があることが明確になるのが違いです。

教育長

事務上は何も変更はなく、法規上の整理をしたということです。

教育長

ご質問ご意見ございませんか。

教育長

よろしいですか。ご異議ありませんか。

教育長

異議なしとして、原案のとおり決することとします。

教育長

議案第3号 橋本市学校運営協議会規則について を議題とします。

学校教育課長補佐

先ほどから話に出ていた橋本市学校運営協議会規則についてです。平成31年度から教育委員会規則による学校運営協議会ということで、その規則になります。目的は、第2条に「協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、橋本市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。」となっています。

続いて、役割は、第4条に示しています。対象学校の校長は、(1)から(3)に掲げる事項について毎年度協議会の承認を得るとなっています。続いて、第6条が対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項となっています。これについても、教

育委員会で定める事項についてそれができるということで、「対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項であって、当該対象学校の教育上の課題の解決を図るための一般的なもの」、「対象学校の校長が意見を求める事項」、「前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項」についてのみ、運営協議会は職員の採用について意見を述べるができること、縛りを入れています。

第7条は、学校運営等に関する評価ということで、それも委員さんの仕事となっています。第11条の任期については、1年。任命又は委嘱の日から同日の属する年度の末日までとなっています。大きいところでは、第12条の報酬です。年額5,000円の報酬を払うということで、より当事者意識をもって学校運営を行っていただくこととなります。

以上、この規則に基づき31年度から学校運営協議会を行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問ございませんか。

米田委員 学校運営協議会は、第14条第3項に書いているように、「協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」となっておりますが、意見を聞くだけじゃなくて、審議事項も決める訳ですね。校長先生は、第4条に書いているように、毎年度学校運営について承認を得ると。もし、校長先生の思うように承認を得られなかった場合はどうなりますか。

学校教育課長補佐 承認を得られるように、その中で協議してもらって、より良いものにしてもらうこととなります。

米田委員 校長先生がそうなるように仕向けていくと。

学校教育課長補佐 そうなります。

教育長 ないと思いますが、校長先生が極端な意見を持っていて、仲間づくりなんかいらんと、そんな方針を示したときに、そんな方針はよくないでと立て直す役割が学校運営協議会にあります。

米田委員 わかっています。最悪の場合どうなるのかなと思って聞きました。

学校教育課長補佐 任期を1年にしたというのは、その年度の校長先生が、この方が相応しいと教育委員会に推薦できるようにしています。

教育長 他にございませんか。

中尾委員 今までは、学校が始まって、ちょろちょろと人数が増えた学校もありますが、規則で人数を決めているので、それはなくなりますか。

学校教育課長補佐 準備期間は人数制限はなかったのですが、これからは同じメンバーでやっていきます。

中尾委員 規則に入れるのは難しいと思いますが、共育コミュニティと学校運営協議会が連動してやっていくことを運営委員さんに意識してもらえるようにしてください。

学校教育課長補佐 学校支援の部分が共育コミュニティと連動するところですので、うちからも示していけたらと思います。

吉田委員 今のは非常に大事なことです。第2条の目的のところ書き添えるのは難しいですか。

学校教育課長補佐 この規則に基づいて、各学校がルールを作りますので、そこに入れてもらえば良いかなと思っています。各学校独自で組織図や決まりをこれから作っていくと考えています。

吉田委員 規則の中に共育コミュニティとは入れられない。

学校教育課長補佐 そうですね。

吉田委員 それと、協議会の委員は、原則10名以内となっていますが、この方たちの性質が大事だと思いますので、意見だけを言って動いてもらえないのは。協議会は頭の部分ですので、全体の見通しをわかった上で、意見を言ってもらわないと。まとめる方向で動いてもらわないと。人選が大事になると思います。

教育長 各学校の要綱に盛り込んで行く方向で。どこかの学校に代表して、実際のありようを具体的に報告してもらう機会もどこかで。規則についてはこの形でご理解ください。委員さんは、学校の応援団ではなくプレーヤーです。そういう委員さんになってもらうと。

教育長 他にありませんか。

教育長 では、原案のとおり決することにします。

教育長 議案第4号 橋本市公立小中学校管理規則の一部を改正する規則について を議題とします。

学校教育課長補佐 先ほどの学校運営協議会規則の制定に伴って、公立小中学校管理規則の第19条の学校運営協議会の部分が改正されます。また、第21条の学校関係者評価とありますが、この機能を学校運営協議会に持って行きますので、第20条の学校評価の

第3項に持っていきます。

教育長 議案第4号について、ご質問等ございませんか。

教育長 では、原案のとおり決することにします。

教育長 議案第5号 橋本市公立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則について を議題とします。

学校教育課長補佐 現在の「特別地域」の規定は、古くからの歴史的経緯の中で、地域の現状や児童生徒の安全等を考えたうえで定められたものと思われます。本規定決定に至る経緯もわからない古い地域もあり、現在の橋本市の道路事情や児童生徒の生活圈等からみて、現状にそぐわない規定となっています。以上の理由から、今回の見直しをいたします。

一番最初に、境原894番地から908番地までとあります。現場を見たところ、民家が数件あり、乗用車の通行できない歩道となっています。旧柱本小学校と旧境原小学校の中間に位置しているため定められたと思われます。現状にそぐわないため廃止とします。境原小学校と紀見東中学校を指定します。

谷奥深・彦谷・北宿・南宿のところですが、現在、義務教育を受ける年齢の児童生徒がいないため廃止とします。恋野小学校と隅田中学校を指定する。もし、該当する児童が出た場合は、指定校変更で対応したいと思います。

清水306番地から450番地まで。こちらは、現在、義務教育を受ける年齢の児童生徒が少数のため廃止とする。清水小学校を指定します。学文路小学校と迷われる保護者がいらっしゃれば、指定校変更で柔軟に対応したいと思います。

細川262番地の2ですが、特定された区間の規定であるため廃止とします。境原小学校を指定します。続いて、胡麻生、紀見、橋本ニュータウンですが、現在、この地域の児童は全員城山小学校を希望しているため廃止とします。371号線を横断することの危険性を考え、城山小学校を指定します。

名古屋・小田は、広範囲で、現在も居住している該当児童がたくさんいるため、個々に指定校変更ではできないので継続したいと思います。高野口町以外の特別地域を廃止しますが、別に定める指定校変更で柔軟に対応していきたいと思います。

教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問ございませんか。

米田委員 保護者の方から異論はありませんか。

学校教育課長補佐 議決された場合、1軒しかない家などには訪問して説明したいと思っています。

米田委員 まだ行っていないの。

学校教育課長補佐 議決されたら。

米田委員 今までのままが嬉しいと言われたらどうですか。

学校教育課長 指定校変更で柔軟に対応させていただくので、実質は変わりません。

米田委員 やり方がそれでいいのかと思ったので。我々の決定に従えというのはどうかと思ったのでね。

学校教育課長 そこしか駄目となれば、そうなのですが。今回は、特別地域を整理していくのが目的で、個々の事情には指定校変更で対応していきますので、基本的には変わりません。

教育長 置いておいても矛盾はないのですが、この際にこれも整理しようと。指定校変更を柔軟にしていこうという路線の中で、特別地域を減らしていった方がいいだろうということでの改正です。

教育長 ご異議ございませんか。

教育長 異議なしとして、原案のとおり決することとします。

教育長 その他に入ります。その他から教育総務課長、お願いします。

教育総務課長 委員の皆さんから何かありませんか。

吉田委員 私からよろしいですか。昨年10月の定例会で郷土資料館の話をさせていただいて、郷土資料館としては短期的な対応と長期的な対応が必要ではないですかということで、できたらワーキンググループなりの設置を、特に長期的な対応を考えた方がよいのかなということと、短期的には今ある状態、二階の天井が剥がれ落ちているような形、展示室の照明が欠落している、そして、空調が、ということで、短期的な対応にしても、修理の仕方を知恵を出すことでできるんじゃないかと、でないとな長期的なことにも繋がっていかないだろうとお話させてもらって、個人的に知り合いの方にも見てもらって、修復費用の見積もりを出してもらい、それを事務の方にもお出ししたところですが、今後どうしていくか、予算のかかることですし、どういう対応が可能か議論いただければと思います。

教育総務課長 協議事項でよろしいですか。

吉田委員 はい。

生涯学習課長 郷土資料館については、吉田委員に現場を見てもらって、見積もりも取っても

らい、見せてもらいましたし、短期的なところで雨漏りの対策ができないか建築住宅課とも話をしていますが、これが有効だろうというのが出ていない状態です。今後、長期的なことも考えないといけないので、郷土資料館を今の場所で改修をして使っていくのかも最終的には決められていない状態です。その中で短期的に修繕をどうやっていくか。雨漏りについては、私達もこうすれば直せるというのがわからないし、技術屋さんからも良い答えがもらえていない状態です。郷土資料館は杉村公園の中にありますので、来てもらいやすい立地だと思っています。公共施設総合管理計画の中には郷土資料館とあさよし歴史館は統合の方針です。既存の施設を利用して移転することも考えていますが、展示してお客さんを集客できる場所が見つかっていません。移転するのか、今の郷土資料館を大規模改修して統合していくのか、まだ決まっていません。なんとか直したいのですが、費用についても、どうしても市で積算すると高くなりますし、いただいた見積もりと同じものを市の単価で積算すると、倍ぐらいになるかもしれません。少しでも改善できるように建築住宅課と協議をしていきたいと思います。

教育総務課長

吉田委員の前回からの提案を整理させてもらおうと、課長が今説明されたことも含めて、議論する場を設置して、課題を整理して、長期的・短期的な方向を出すべきじゃないかという提案だと思います。短期的には見た目のこともたくさんあったと思いますし、改善もされていますが、改めて吉田委員からワーキンググループを設置すべきじゃないかという提案だと思いますが、その辺り教育長いかがですか。

教育長

今まで西部中学校跡地や信太小学校、その他、柱本小学校に岡潔とドッキングしたらとか色んな候補があがっています。作ったらそれで進まんなので、政策調整会議にかけらんなん時期が来たのかなと。市長や色んな人が入ってどう進めるか決めるんですが、そこでワーキンググループ作るとなったらそれで良いと思うんですが、うちの財政事情から言ったら保存だけで良いやろという意見は内にかなり強くあります。教育委員会としては保存・展示をセットでやりたい。そのためには、一度政策調整会議にかけて、信太の跡地利用もありますし、そこで駄目となったら一から出直して政策調整会議になるかだと思います。ワーキングはその後かな。

米田委員

保存・展示は基本の基本なんだけど、それだけじゃなくて、周辺への経済効果も含めて考えて、市のまちづくりをどうするかという長期的な展望を持って考えていかないと。現状のまちの中であそこに置いたら良いじゃなくて、将来的にまちをどう作るか考えて場所を決めないと。

教育長

杉村公園という立地はかなり捨てがたい。松林荘も含めてどうしていくか政治的な判断が必要かなと。かけるには展示まで含めてやりたいという気持ちを強く持っていかないと。市長も大分悩ましく思っていますし。そこはご理解ください。

吉田委員 年間数千人の児童の見学がある訳で、大事なことだと。保存・展示、地域の活性化に結びつけるか、VRの話もありますし、新しいものをどう取り入れるか。ある程度、政策調整会議うんぬん言いますが、案を練っておかないと。それと、雨漏りの部分が特定できてないのであれば、具体的に言いますと、屋根の状態が、3つのプールがあって、排水溝がつまっていて、そこに水が溜まる。一番大きな漏れがどこにあるかは、雨のときに確認しないと。危険ですが。そうした上で、覆うのか、貼るのか。漏れをどうするか、具体的にどこが一番の原因か特定しないと。今までもやったとは思いますがもう1度検討いただいて。あと、空調機も三菱の空調で部品の製造が終了していると。三台とも同じであれば部品の交換だけでも可能かと思えますが。短期的に何かできないかもう少しやれるところがあると思えます。長期的には、教育委員会で、何も案がないまま政策調整会議に諮るといのは危険ではないですか。

教育長 教育委員会としての案を持った上で政策調整会議に行きますので誤解のないように。

吉田委員 そうですか。わかりました。

教育総務課長 それでは、随時、報告しながら検討を続けていきたいと思えます。

教育総務課長 はい。他にありませんか。

教育総務課長 それでは、次回3月の日程について確認します。前日会は3月18日（月）の9時から、定例会は3月26日（火）の9時からになります。  
それでは、2月定例会を終了したいと思います。

(午前11時46分)

署 名 委 員